

認定通関業者等が行うカルネ申告に係る所轄の特例を定める揭示

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 92 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号。以下「輸徴令」という。）第 30 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、特定輸出者及び特例輸入者（下記 1. の対象官署における輸出申告又は輸入申告の手続を自ら行う者に限る。）並びに認定通関業者（以下「認定通関業者等」という。）が行う「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA 条約）」、「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」及び「物品の一時輸入のための日本と台湾との間で締結された民間協定」に基づく通関手帳により一時的に輸出入される貨物に係る輸出入申告（一時的に輸出入された貨物の再輸出入に係る申告を含む。以下「カルネ申告」という。）に係る所轄の特例について以下のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日より施行することとしたので、関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸徴令第 30 条第 5 項の規定により公告する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

神戸税関長 佐藤 正之

1. 対象官署

神戸税関本関、六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所

2. カルネ申告の所轄の特例

上記 1. の対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物であつて、カルネにより一時的に輸出又は輸入がされるものについて、認定通関業者等がカルネによる輸出申告及び輸入申告（以下「カルネ申告」という。）を行う場合において、認定通関業者等が、事業所・営業所ごとに、当該貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（下記 3. において「蔵置官署」という。）以外の対象官署に対してカルネ申告をすることについてあらかじめ税関に申出があつたときは、対象官署の管轄区域に関わらず、当該申出に基づく税関官署（下記 3. において「申告官署」という。）において、そのカルネ申告に係る手続を行うものとする。

なお、開庁時間外におけるカルネ申告に係る手続については、「行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日及びこれ以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを除く時間における申告官署の特例を定める揭示」（平成 22 年 6 月 30 日付揭示第 171 号）の定めるところによる。

3. カルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認

上記2. により行うカルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認は、原則、蔵置官署において行うものとする。ただし、当該貨物の貨物確認については、申告官署の長が必要と認めるときは、申告官署において行うことができるものとする。